

議案第十四号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表三朝町分譲宅地造成事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町農業集落排水処理事業特別会計

農業集落排水処理事業

第二条の表以外の部分中「事業会計」を「特別会計」に改め、同条の表中「簡易水道事業会計」を「三朝町簡易水道事業特別会計」に、「国民健康保険事業会計」を「三朝町国民健康保険事業特別会計」に、「温泉配湯事業会計」を「三朝町温泉配湯事業特別会計」に、「財産区特別会計」を「三朝町財産区特別会計」に改め、同表三朝町分譲宅地造成事業特別会計の項の次に次のように加える。

三朝町農業集落排水 処理事業特別会計	使用料、分担金、県支出金、一般会 計繰入金、町債その他の諸収入金	農業集落排水処理事業費、借入金の 償還金及び利子その他の諸支出金
-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。